

# 2019年4月度の不動産事業者に対する啓発

## ～【報告】ポータルサイト広告適正化部会の取り組みについて～

ポータルサイト広告適正化部会（以下部会）は、部会構成会社5社と首都圏不動産公正取引協議会が連携して、インターネット広告の適正化を推進する取り組みを実施しています。今回は、違反物件情報の共有などの実施結果について、ご報告致します。

### <違反物件情報の共有>

- 1 部会の構成会社および首都圏不動産公正取引協議会が認定した「おとり広告」など、**不動産の表示に関する公正競争規約に違反する物件**に係る情報などを適宜、共有する。
- 2 当該情報に基づき、部会の構成会社は、各社が運営するポータルサイトに「おとり広告」などの物件の掲載が認められた場合には、該当する物件広告の削除および再発防止などを目的として当該情報を適宜、利用する。

### 違反物件情報の共有結果（平成30年度）

部会では上記の方策に基づき違反物件情報を共有しました。

2018年4月～2019年3月までの全国の違反物件共有件数は**2,810件**でした

該当する物件については、部会構成会社の指示によりポータルサイトから速やかに削除されたほか、不動産事業者が自発的に広告を取り下げたケースもありました。平成29年度に共有された違反物件の総数は、2,781物件でした。

### 規約違反事業者へのポータルサイト広告掲載停止結果（平成30年度）

首都圏不動産公正取引協議会では、おとり広告などの重大な規約違反の撲滅をより一層推進するため、不動産の表示に関する公正競争規約に違反し、厳重警告および違約金課徴の措置を講じた不動産事業者に対して、部会構成会社などのポータルサイトへの広告掲載を、原則として一か月以上停止する施策も行っています。

2018年4月～2019年3月に掲載停止の適用を受けた  
不動産事業者数は**49社**でした

※近畿地区不動産公正取引協議会、九州不動産公正取引協議会でも同様の施策を行っています。

# インターネット賃貸広告の一斉調査

首都圏不動産公正取引協議会からの調査委託により、おとり広告の排除を目的とした「インターネット賃貸広告の一斉調査」を実施しています。第4回の調査結果は以下の通りです。

## 1.調査期間

2018年10月～12月

## 2.調査対象事業者

首都圏不動産公正取引協議会が過去に措置を講じた事業者など、違反歴がある事業者から31社（49店舗）を任意に選定。

## 3.調査対象物件

賃貸住宅702物件

## 4.調査結果

### (1) 違反事業者数

事業者別にみた場合、調査対象事業者数**31社のうち7社（22.6%）**の広告に「おとり広告」が認められた。また、店舗別にみた場合、調査対象店舗数**49店舗のうち7店舗（14.3%）**の広告に「おとり広告」が認められた。

### (2) 違反物件数

調査対象物件**702物件のうち、12件（1.7%）**が「おとり広告」と認められた。

**違反が認められた7社に対しては、首都圏不動産公正取引協議会より、その内容に応じて一定の措置が講じられます。**

▲首都圏不動産公正取引協議会発行

平成31年3月29日付「インターネット賃貸広告の一斉調査報告（第4回）」より抜粋

**「おとり広告」の多くは、「契約済み物件」の掲載です。  
「おとり広告」を防止するため、物件情報のメンテナンスにご協力下さい。**

- ・ 一週間に1回以上、物件情報の内容確認と最新情報への更新をして下さい
- ・ 契約済みの物件のみならず申込みが入った物件も直ちに非公開処理をして下さい
- ・ 物件は、管理・メンテナンスを前提とした数量を公開して下さい

本件は **ポータルサイト広告適正化部会（※）** が統一テーマにて発信しております。

<同部会参加会社> アットホーム株式会社、株式会社CHINTAI、株式会社LIFULL、  
株式会社マイナビ、株式会社リクルート住まいカンパニー

※ポータルサイト広告適正化部会については、下記URLよりご確認ください。

[https://www.sfkoutori.or.jp/portal\\_bukai/](https://www.sfkoutori.or.jp/portal_bukai/)